

質問書・回答書

瀬戸内市こどもパーク整備基本設計・実施設計業務について、次の項目を質問いたします。

質問項目	質問内容	回答
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P2-③その他業務内にある「模型の製作」とあるが、交流施設等建築物の模型か、それとも当こどもパークの全体の模型か。	こどもパークの全体の模型を制作してください。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P3-9.- (1) こどもパーク基本計画の修正について「基本計画の変更」とあるが、敷地の所在地、敷地形状が変更となっていることから、計画の全面的見直しと考えるべきか。	前提条件、整備コンセプト及び基本方針は変更しないので、施設配置計画、造成計画、排水計画等の修正が必要と考えています。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P3-9.- (3) こどもパーク建築設計について、建築物の敷地設定は、「ゆめトピア」全体を敷地とするのか、それとも北側の事業対象地 (2,700㎡) と設定するのか？また、建築物の設置に必要な接道条件はどの道路と考えるのか。	資料2で示した事業対象地を建築物の敷地設定としています。瀬戸内市は、全域都市計画区域外です。接道の規定である建築基準法第43条は適用されません。市の開発条例に準じ協議の上、接道を決定します。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P3-9.- (4) -1) 工事費の検討で、積算についてRIBCⅡとあるが、同等以上の機能を持つ積算システムGaia10等での積算ソフトを使用しても問題無いか。	特記仕様書に記載しているとおりRIBCⅡを使用してください。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P4-(6) 現況測量調査について調査範囲が約2,700㎡とあり、計画敷地面積と同一である。東側道路や敷地外北面等の地形情報は、貸与既存測量データを流用とあるが、これらの補足測量の必要は無いか。また、用地境界の確定は成されているか。	貸与既存測量データとして「ゆめトピア」全体及び周辺の平面測量を行っており、補足測量の必要は無いかと考えていますが、設計内容に伴い必要が生じれば補足測量を実施してください。 また、用地境界について、確定協議書はありませんが、国土調査を行っているので、確認申請上の境界は明示できます。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P5-①駐車場概略設計について、駐車場は、当敷地内に設置するのか、それとも「ゆめトピア」内の既存駐車場を使用するのか。また、車輛出入口は別途設置するのか、又は既存「ゆめトピア」の施設を兼用するのか。	駐車場は「ゆめトピア」敷地内の既存駐車場を兼用する予定です。また車輛出入口は既存の「ゆめトピア」敷地の車輛出入口を兼用する予定としています。

こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P7- (5) -②建物の構造 ; について平屋建築物と想定してよいか。	P3-9-(1)の協議の中で決定します。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P7- (5) -③施設/エリアについて建築物として申請すべき施設は交流拠点施設、大屋根施設、倉庫、駐輪場の4施設か。	建築物として申請すべき施設は建築規模にもよりますが、交流拠点施設、大型屋根付施設、倉庫、駐輪場を見込んでいます。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P8~P9の大屋根施設、倉庫、駐輪場は、2次製品の選定は可能か。	2次製品の選定は可能です。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P8遊具エリアのインクルーシブ遊具8基はメーカーの2次製品を使用すると考えてよいか。また、指定の遊具メーカー等があるか。更に、「日除けタープ」は、建築物(建築確認申請対象施設等)に含まれないのか。	遊具の2次製品の使用は可能です。 また、指定の遊具メーカーはありませんので、協議により決定します。 「日除けタープ」については、確認審査機関との協議によります。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P8自然あそびエリアの手押しポンプの水源は、水道水か、井水(地下水等)のどちらを想定されているか。砂場内の水路における水質は、プール基準等を遵守すべきか。また、植栽は、既存樹木を利用してもよいか。	手押しポンプの水源は、水道水の利用を考えています。水路規模により、求める水質基準は異なると考えていますので、協議により決定します。 既存樹木の利用は可能です。
こどもパーク基本設計・実施設計業務特記仕様書の内容	P11-15. - (8) -③で発注者から要請があった場合、受託者は「無償で協力する」とあるが、その設計変更の理由により「瀬戸内市建築設計業務委託・共通仕様書共通仕様書3.16、3.17、3.18、3.19に示されている」の協議の対象とならないのか。	P11-15. - (8) -③については、工事発注用の設計図書において疑義が生じた場合又は設計変更の必要が生じた場合を想定しているため、瀬戸内市建築設計業務委託・共通仕様書共通仕様書3.16、3.17、3.18、3.19に示されている」の協議の対象となりません。
こどもパーク整備基本設計・実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領の内容	P5-A【テーマ】の内「施設活用した収入確保、云々、、、」とあるが、施設設計の基本方針として、当「こどもパーク」は利用者から使用料を徴収できる「有料施設」を想定されているのか。	こどもパークの施設使用料は、無料を考えています。

令和6年7月4日

回答者

瀬戸内市 こども・健康部こども家庭課長